

○熊本県警察の保護取扱いに関する訓令の制定について(通達)

昭和36年3月31日
熊防第820号

このたび、熊本県警察の保護取扱いに関する訓令(昭和36年3月29日本部訓令第22号)を、別添のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、下記事項に留意し、保護等の取扱いについて遺憾のないようされたい。

記

第1 制定の趣旨

この規程は、警察官職務執行法(以下「法」という。)に基づく保護及び児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けてする児童の一時保護ならびに少年法その他の法令による者の一時収容等一連の保護措置(以下「保護等」という。)を行なうにあたり、その取扱手続、方法及び保護の場所等に関する基本的な事項について、その基準となるべきことごとを取りまとめて規定し、もって保護等の適正な運営を期するものである。

第2 教養の徹底

保護は、警察に課せられた重要な責務であり、その適否は国民の人権にもかかわる問題であるが、これを的確に処理するうえにおいて最も大切なことは、個々の警察官が、具体的な事案に当面した場合の保護の要否の判断及びその場における適切な措置等の如何にかかわるのであるから、これらの点について関係法令はもとより、この規程を、全警察官に徹底させるとともに、具体的事例等によって取扱要領を体得させるよう十分配慮すること。

第3 運営上特に留意すべき事項

1 心構え(第2条)

保護を要するものであるか、どうかの判断は、直接人権にかかわる問題であるから的確に行なわなければならない。しかし従来でい酔者については、やや易きについた措置がなされていたきらいがないでもないので、いやしくも保護を要すると判断した場合においてはその生命、身体等の保護については誠意をもってあたるようにするとともに、人権侵害にわたることのないよう配慮しなければならないことを強調したものである。

2 保護責任者(第3条)

警察署長が保護の全般について責任者であることを明示するとともに、保護等の直接取扱いについては、警察署における上級幹部によって統一的な指導監督のもとに、

適切に行なうことが肝要であるので、保護を担当する課長を保護主任者としたものである。

3 保護の着手(第4条)

保護に当たっての「とりあえず必要な措置」とは、通常、地域警察官によって行なわれる場合が多いが、その者をとりあえず交番等に運び或いは止血、手当等の応急措置と、現場における関係者からの事情聴取や家族等の住居調査等、現場及びこれに直結して行なわれる必要な措置をいう。これらの措置のみによって処理解決できた場合は、第21条の規定による保護カードに取扱いの経緯を記載して保護主任者に提出すれば足りるのであるが、この措置によって解決できないか、又はこれらの措置がとれない被保護者については応急措置をとるとともに、直ちに、保護主任者に状況を報告して、その指揮を受けて処理するものであること。

4 保護の場所等(第5条)

(1) 被保護者の区分に応じ適当と思われる保護の場所の基準をかかげたものであるが、それ以外に駅舎、民家等現場附近において保護することが適切であると認められるときは、その施設の管理者等の同意を得て、その場所において保護することができるものであること。

(2) 病人、負傷者及びでい酔者等で、異常があると認められる者等を保護する場合には、必要により、医師の診断治療を求める等の措置について十分配慮しなければならないこと。

5 家族等への手配(第6条)

保護の措置をとったときは、その者の家族等に対して引取り方についての必要な手配をすることとなるが、この場合の手配は電話、電報、文書、使い等具体的場合に応じて適宜の方法によって行なうも差し支えないこと。

6 住所等の確認措置(第7条)

(1) 住所等の確認措置は、特に必要がある場合のほか、第10条の規定による危険物等の保管の際にあわせて行なうよう配慮すること。

(2) 「所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとる」とは、所持する鞆、衣服のネーム、名刺、身分証明書、定期券等について住所等を認知することであり、これらの措置は法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、本人が住所等を申し立てる意志がない場合はもちろん、これらの措置を拒んだ場合にはとることができないものであること。

なお、被保護者が女子であるときは、立会人も、成人女子にするよう配慮すること。

7 被保護者の行動等の抑止(第9条)

危害を防止するため、「被保護者の行動を抑止するための手段」とは、保護の着手、同行等の場合に、本人の暴行を制圧するために通常被保護者の腕、肩等を抑える等の

手段をいうのであるが、場合によっては捕じようあるいは手錠等を使用する以外に制止することができない場合もあり得る。しかし、これらの場合であっても、その手段はあくまで危害の防止をはかり適切にその者を保護するためにやむを得ず行なうものであることを念頭におき、かつ、それらの手段が直接身体について自由な行動を制限するものであり、特に手錠等は、被疑者に使用されるものであるという一般の観念もあるので、その使用は真にやむを得ない場合のみに限るのはもちろんのこと、その必要がなくなったときは、直ちにこれを解く必要があることに注意しなければならない。なお使用にあたっては、被保護者が負傷等することのないように注意するとともに、なるべく衆目に触れないように配慮しなければならないこと。

8 危険物の保管(第10条)

- (1) 危険物の保管については、法令によって所持することを禁止されている物を除き、一般的には相手方を説得して、できるだけ任意に提出させるものであるが、正常な判断能力を欠いている等やむを得ないときは、被保護者の衣服の上から触れてみるなどの方法によって、危険物を所持しているかどうかを確かめ、所持しているときは、保管するものとしたのである。この場合身体検査にわたることのないようにするとともに、保管する物の範囲も、事故防止上やむを得ない物に限ることに配慮しなければならないこと。
- (2) 「紛失し、または破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品」とは、衣服のポケット等に無雑作に入れてある等の状態で所持している現金等をいうのであるが、これらの保管についても、前記(1)の場合に準じ、できるだけ保管するように努めるものとし、法第3条第1項第2号に掲げる被保護者については、その承諾を得て行なわなければならないものであること。
- (3) 保管した金品については、その品目、数量等を明らかにし、施錠のある個所に保管しておき紛失等のないように努め、保護カード所要欄には取扱状況を明確にしておくこと。
- (4) 立会人については、前記6の(2)におけると同様の配慮をすること。

9 保護室へのかげがね等の使用(第11条)

- (1) 保護室その他適当な場所における保護は、本来、被保護者の自由な状態でなされることが望ましいが、でい酔又は精神錯乱等のため、正常な判断能力を欠き、暴行、自殺等危害を及ぼす事態にある者が保護室を離れるおそれが認められる等事情やむを得ない場合、事故防止の観点から、かがねの使用ができることとしたものである。
- (2) 「かがね等」とは、かがね、とめがね、落しがね等軽易な操作によって使用できるものをいうのであって、南京錠等威圧感を与えたり、鍵を使用しなければあけられないようなものを使用することは不適當であること。

10 異常を発見した場合の措置(第12条)

- (1) 「発見してなお保護を要する状態にあるかどうかを確認する」とは、逃亡した者を手配して連れ戻すのとは、本質的に異なり、保護を要すると思われる状態のままその場所を離れるとき、その所在を発見して、その者の状態を確認することであり、その結果、酔がさめていた等、保護を要する状態がなくなっているときは、それ以上の措置を必要とせず、なお保護の要件を備えている場合には再び保護に着手するものであることに特に注意を要する。なおまた、この措置をとることを必要と認める時間的、場所的範囲については、保護の場所を離れたときの状態から個々に検討判断されなければならないが、逃走被疑者の手配と同視することのないよう注意すること。
- (2) 前記により再度保護した場合、その保護の場所または時間が前の保護の場所または時間に近接してなされた場合を除き、後の保護に着手したときから、別の保護の時間が進行し、前の保護は、保護の場所を離れたときに解かれたものと考えて処理すること。

11 保護の解除、引継等(第13条、第14条)

警察保護は、応急の措置を必要とする場合において保護者に代って一時的にその者について保護を加える措置であるから、漫然と措置することなくなるべくすみやかに保護責任者(家族等或いは関係機関)に引き渡し、引き継ぎ等が行なわれるよう配慮することはもちろん、これらの措置をとる前に保護の必要がなくなった場合には、これを待たずに保護措置を当然に解除するものであること。

12 保護室(第15条～第17条)

- (1) 保護室を留置施設内に設けることは、被保護者に対して留置されたとの誤解を招くとともに、かつ、保護の本質にも反するので、保護を適正に行うため、この際警察署には留置施設以外の場所に保護室を設けることとした。しかし、直ちにこれを設置することは、予算その他の関係から困難もあることをも含めて第17条の保護室の特別措置を定めたのであるが、今後警察署の新築、その他の機会をとらえて第16条に定める基準による保護室の設置に努力することとした(第15条第1項)。
- (2) 被保護者の自殺、その他の事故を防止し、保護の適正を期するため、保護に当たる警察官を指定してこれに当たらせることとした(第15条第2項)。
- (3) 「やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合」とは、既に保護している者と同室させることが不相当と認められる者を保護する場合、迷い子、行方不明者等で保護室の雰囲気になじまない者等を保護する場合などをいうのであって、これらの場合には、宿直室、休憩室、少年補導室、小使室、事務室等当該保護のため最も適切と認められる場所において保護するようにすること(第17条)。

13 保護期間の延長(第18条)

24時間をこえてなお保護の理由があると認められるときは、保護許可状によって通じて5日までは保護を加えることができることになるのであるが、この際における許可状請求の期間は必要最少限度内にとどめ、かつ、この期間中においても保護責任者(機関)等への引き渡し、引き継ぎ等がすみやかに行なわれるよう努めること。なお、この期間満了の際にそれらの措置をとることができなかつた場合には解除の措置をとらなければならないものであること。

14 簡易裁判所への通知(第19条)

簡易裁判所への通知は、毎週、その前週において警察で保護した被保護者の保護状況を、第2号様式によって通知するものであるが、具体的には、毎週金曜日までにその直前の週の日曜日から土曜日までの間の取扱状況を通知するよう配慮すること。なお該当がない場合は通知の必要はないこと。

15 保護カード(第21条)

保護カードの取扱い記載要領等について、特に留意すべき事項はおおむね次の各号であること。

- (1) 保護の区別、発見の端緒、保護の法的根拠、保護の場所等欄の不動文字は、それぞれ該当個所に○印をつけること。
- (2) 発見時の状況及び保護を必要と認めた理由欄には具体的詳細に記載すること。
- (3) 傷病の部位状況、被服損傷の程度等欄及び同上に対する処置欄には、実際に保護する際に認められた身体、衣服の損傷部位程度及びこれが措置状況を詳細に記載しておくこと。
- (4) 保護カード用紙は、交番、駐在所等にあらかじめ配付しておき、警察官が保護に着手し何等かの保護措置をとったときには、所要事項を記載し、すみやかに保護主任者に提出すること。
- (5) 保護に関連する関係記録(許可状請求の控、許可状、保健所への通報等)は、それぞれ当該保護事案ごと保護カードに添付し、終結と同時に一括して保護カード綴とし生活安全係において整理保管の責にあたること。

16 被保護者が非行少年であることが判明した場合の措置(第22条)

第22条第2項の規定による児童相談所への通告は、保護者がいない場合等の第14条第2号の規定による通告と異なり、保護者に監護させることが不相当である場合に行なうものであること。

17 被保護者と犯罪の捜査等(第23条)

被保護者と被疑者の取扱いを明確に区別し、保護に名をかりて犯罪の捜査をすることのないよう、被保護者が犯罪者等であることが判明するにいたつた場合にも保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上やむを得ない場合のほか、被保護者について取調等をしてはならないものであること。このことは、第22条第1項の規定による非行少年等であることが判明した場合についても同じことである。

18 児童の一時保護等(第24条)

- (1) 一時保護した児童、緊急同行した少年等については、その運用の実際及びこれらの者のうちには、その性格年令等からみて、保護室のふん囲気になじまない者もあるのでこれらについては少年補導室、宿直室、休憩室等において保護するよう配慮すること(第24条第1項第1号)。
- (2) 前記(1)を除き、第24条に規定する者については、同行状、収容状等の執行中に一時保護室に収容するものであるから、逃亡しないよう錠の設備を使用することも差し支えないものであること。
- (3) 第24条第1項各号に規定する者が逃亡したときは当然これを捜索しなければならないのであって、その限りにおいて、第12条第2項は、準用する余地はないものであること。

第4 報告

警察で保護した被保護者の保護状況については、別記様式により半年報(報告期限は、上半期分は7月20日まで、下半期分は1月20日までとする。)として、主管課(生活安全企画課)あて報告すること。

※ 別記様式(略)